

3点セットを閲覧される皆様へ

民事執行法の改正により、入札の制度が変わりました。

★暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

★暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

★入札時に、入札書毎に、下記の各書面の提出が必要になります。

入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

①（個人・法人を問わず）**暴力団員等に該当しない旨の陳述書**

及び

②（個人の場合）**住民票**（法人の場合）**資格証明書**

更に、宅地建物取引業者の方は、③**宅地建物取引業の免許証写し**

の提出も併せてお願いします。

（問い合わせ）

青森地方裁判所八戸支部執行官室 ☎ 0178-22-4697

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 9日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 工 藤 康 堯

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 4日 午前 8時30分から 令和 8年 6月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前10時00分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 8日 午後 1時10分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月18日 午前 9時00分から 令和 8年 6月18日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る)。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠 |
| | 地 番 | 26番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 311.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠 26番地1 |
| | 家屋 番号 | 26番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 61.07平方メートル
2階 28.98平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 3月 2日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 五十嵐 水 緒

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠 |
| | 地 番 | 26番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 311.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠 26番地1 |
| | 家屋 番号 | 26番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 61.07平方メートル
2階 28.98平方メートル |



令和 7年(ケ)第 36号
令和 7年10月29日受理
令和 7年12月26日提出

現況調査報告書

青森地方裁判所八戸支部

執行官 今 雅 浩

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠 |
| | 地 番 | 26番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 311.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠 26番地1 |
| | 家屋 番号 | 26番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 61.07平方メートル
2階 28.98平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり													
住居表示	(住居表示未実施)													
土地	物件 1													
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件 1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)													
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)													
その他の事項														
建物	物件 2													
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:													
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:	構造:	床面積:							
{	種類:													
	構造:													
	床面積:													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)													
その他の事項														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[地方裁判所	支部	令和	年()第	号	保管開始日	令和	年	月	日
[地方裁判所	支部	令和		年()第	号								
	保管開始日	令和	年	月	日									
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 接面する道路（26-6、51）は階上町の町道である。
- 2 物件1上に簡易な物置と車検切れの軽四輪自動車がある。
- 3 物件1の南東端付近に電話柱がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■(株)ランドワン社員	(令和7年11月18日に聴取した) 1 私は(株)ランドワンの者です。本件目的物件にはAさんが住んでいます。 今日本人と会う約束でした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

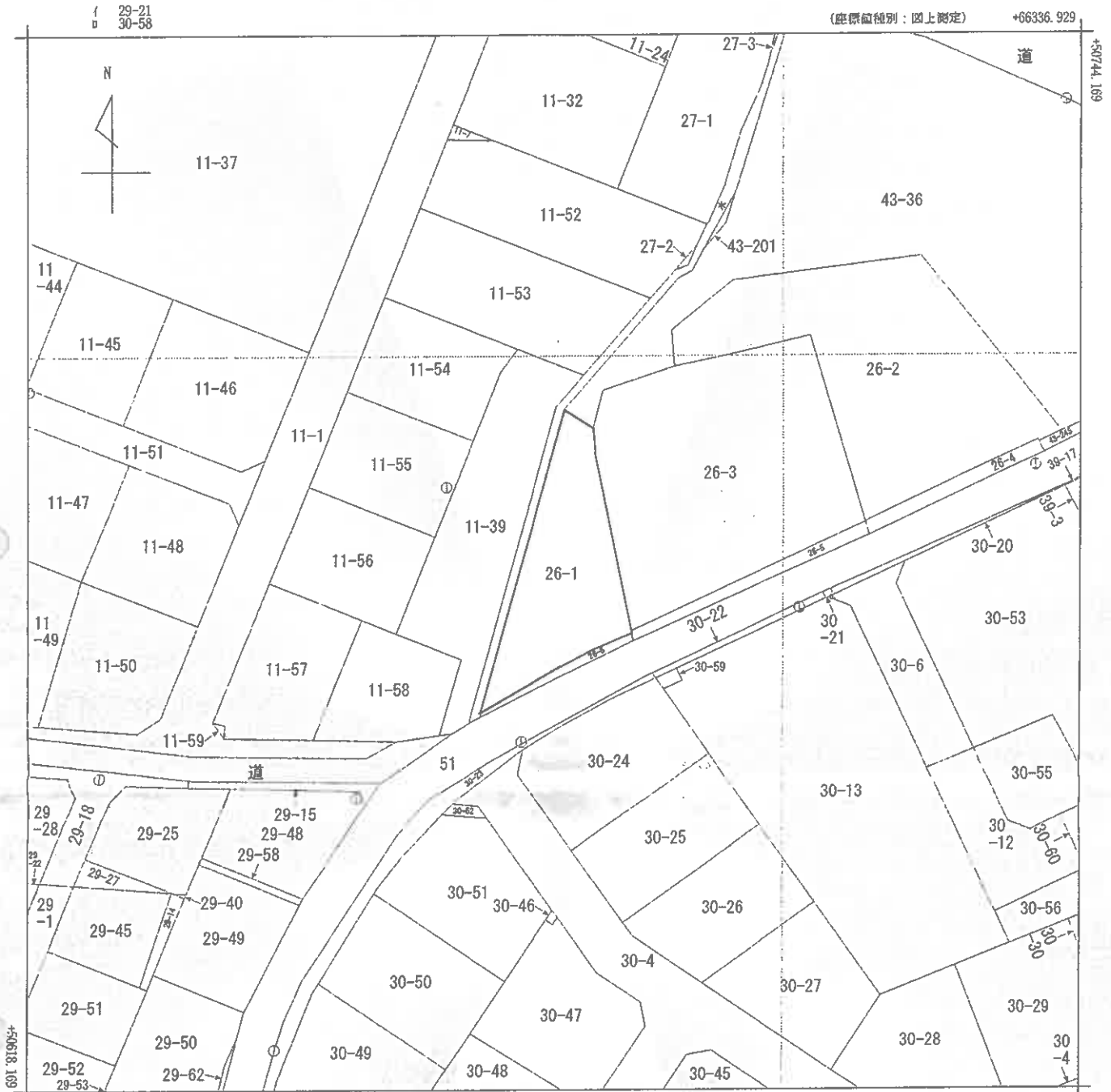
執行官の意見

- 1 本件目的物件の状況は、別紙土地建物位置関係図及び建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件目的物件の占有者及び占有状況は、現場の状況及び関係人からの聴取等から2枚目記載のとおり認定した。
- 3 物件1上の簡易な物置は、基礎がなく、構造が簡易で、解体・移動可能であるから動産と認定した。なお、物件2の物置として利用されていることから、物件2の従物として本競売の売却対象とした。
- 4 債務者兼所有者に対して占有関係等につき照会したが、同人から回答は得られなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年11月 4日 (火) : - :	当庁	現況調査期日通知
7年11月 7日 (金) : - :	青森地方法務局八戸支局	土地建物全部事項証明書等交付申請
7年11月11日 (火) : - :	青森地方法務局八戸支局	土地建物全部事項証明書等受領
7年11月18日 (火) 13:30-14:10	物件所在地	現場確認、写真撮影、間取り等調査、簡易計測、関係人から占有関係等聴取、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p>■ 令和 7年11月18日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p>■ 令和 7年11月18日 目的物件は不在であったので、立会人階上町職員を立ち合わせ、無施錠の玄関から建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+66211.929 (座標値種別：図上測定)
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
 大字道仏
 字耳ヶ吠

請求部	所在	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠				地番	26番1	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日	昭和57年9月			備付年月日(原図)		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年11月10日
 青森地方務局八戸支局
 登記官

請求番号：12-1
 (1/1)

公用

(2枚目)

登記年月日：平成2年6月27日

これに図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和7年11月10日 菅森地方事務所 八戸支局 登記簿

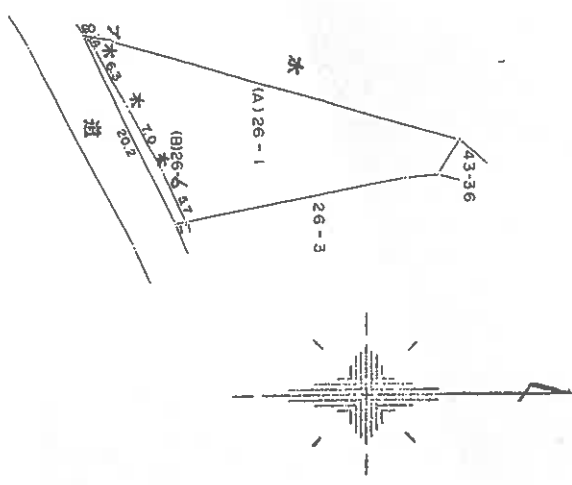
0506178

26-1	S32-1	地積測量図
地番	(A) 26-1 (B) 26-6	土地の所在
		三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ峯

デジタルプラニメーターによる求積

地番	S1	S2	S3	平均S
(B) 26-6	17.103	17.109	17.103	17.105

合計				17.105㎡	
残地計算	(A) 26-1	329	-	17.105 =	311.895㎡
					残地



境界線の種類	境界線の種類
ブ	ブ
コ	コ
石	石
木	木

製作者

申請人

〇年〇月〇日(作製)

縮尺 1/500

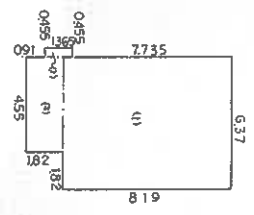
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年11月10日 青森地方事務所八戸支所 登記官

各階平面図

0606632

家屋番号	26番1
建築物の所在	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吹26地1

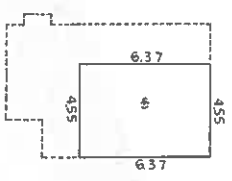
建築物平面図



床積

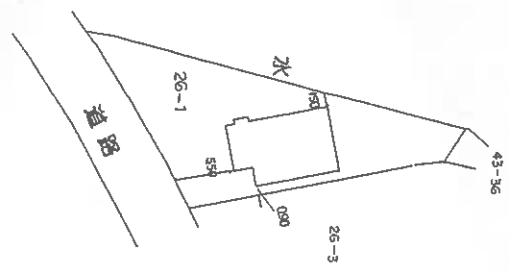
1) 8.19 × 6.37 = 52.1709
2) 0.455 × 1.365 = 0.621075
3) 1.82 × 4.55 = 8.2810
計 床面積 61.072875
61.07 m ²

2階



床積

4) 6.37 × 4.55 = 28.9835
計 床面積 28.98 m ²



(日調連12)

製作者

10月5日作製)	縮尺	1/250
----------	----	-------

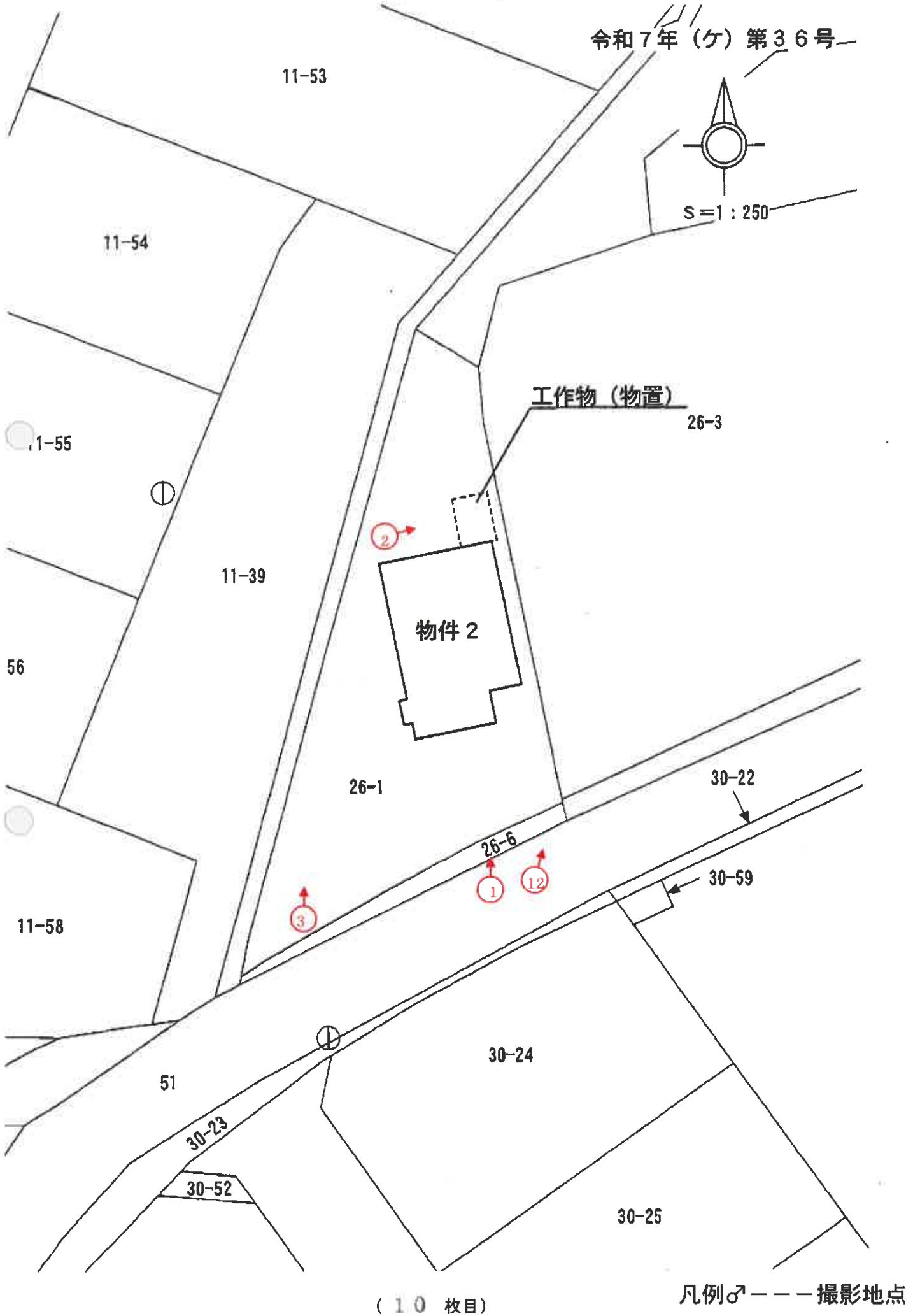
申請人

縮尺	1/500
----	-------

平成7.10.12

(経源所)

土地建物位置関係図



建物間取図

令和7年(ケ)第36号

S=1:100

物件2

1階



2階



凡例♂ --- 撮影地点

写真番号 1



本件目的物件の状況

写真番号 2



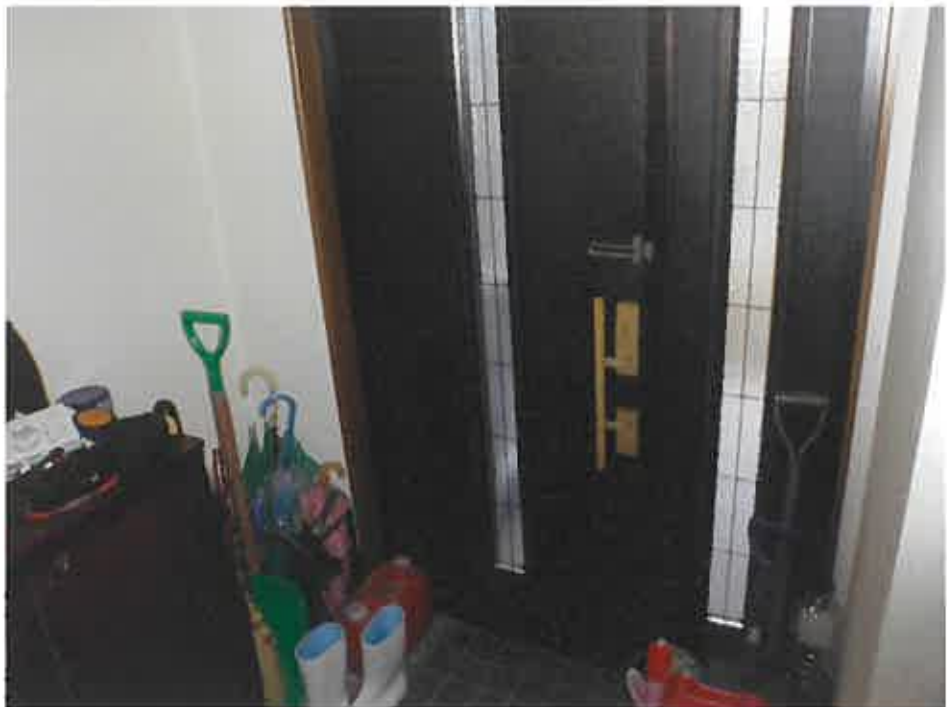
物件 1 上の工作物 (物置)

写真番号 3



物件 1 上の軽自動車

写真番号 4



物件 2 玄関

写真番号 5



物件 2 台所

写真番号 6



物件 2 居間

写真番号7



物件2 トイレ

写真番号8



物件2 浴室

写真番号9



物件2 2階廊下

写真番号10



物件2 2階洋室

写真番号11



物件2 2階和室

写真番号12



物件1 南東端付近の電柱

令和 7年 (ケ) 第 36 号
令和 7年11月18日現地調査
令和 7年12月01日評 価

青森地方裁判所 八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
久保田 新

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 2, 0 5 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 3 0 6, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 7 4 4, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠 26番1 宅地 311.89m ²	同左 同左 同左 同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠 26番地1 26番1 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 1階 61.07m ² 2階 28.98m ²	同左 同左 同左 同左 同左 同左

第4 目的物件の位置・環境等

○ 物件1 (土地) の概況及び利用状況等

位置・交通	JR八戸線「大蛇」駅の南西方・道路距離約3.8km (附属資料「1 位置図」参照)	
付近の状況	当該物件を含む地域は、階上町中心部近郊、一般住宅の中に畑地、空地も見られる住宅地域。 土地利用状況は、画地規模200～300㎡程度の敷地に戸建住宅が標準的で、将来とも当分は現状のまま推移していくものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 指定 60% 指定 200% なし 特になし
画地条件 (規模、形状等)	規模 形状 間口×奥行	311.89㎡ (公簿面積) 三角形地 約20.0m × 約13.0m
接面道路の状況	南東側で幅員約6mの舗装町道と等高に接面する中間画地。(建築基準法第42条第1項第1号道路)	
土地の利用状況等	土地所有者が所有権に基づき、物件2の敷地として使用占有している。 (附属資料「3 建物配置図」参照)	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	あり なし なし
特記事項	① 物件1上に物件2のほか、簡易な物置と車検切れの軽四輪自動車がある。 ② 物件1の南東端付近に電話柱がある。	

○ 物件 2 (建物) の概況及び利用状況等

区 分	主である建物 家屋番号 26番1
建築時期 及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日 (登記記載) 平成7年10月3日新築 経過年数 約30年 経済的残存耐用年数 約0年
仕 様	構 造 木造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス貼 外 天 井 ビニールクロス貼 外 床 タタミ、フローリング 外 設 備 電気、給排水、衛生 (水洗) 等。但し、設備の動作確認は 行えなかったため、正常に稼働するか否かは不明。 そ の 他 特になし
床面積 (現況)	1階 61.07㎡ 2階 28.98㎡ 延床面積 90.05㎡ 増改築 特になし
現況用途等	現況用途 居宅 間取り (附属資料「4 建物間取図」参照)
品 等	中位
保守管理の状態	内壁にカビなどが見られるが、概ね経年相応で普通。
建物の利用状況	建物所有者及び所有権に基づき、居宅として使用している。
特記事項	① 青森県三八県土整備事務所において確認したところ、物件2は、建築確認は受けているものの、検査済証の交付はなされていないとのことである。 ② 物件1上にある簡易な物置は、基礎がなく移動可能であることから、動産と認定した。そして、物件2の物置として利用されていることから、物件2の従物として、本競売目的物と認めた。 ③ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第 5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	10,300	0.83	311.89	(1-0.00)	2,666,000

〔総額につき千円未満の端数金額は四捨五入、以下同〕

ア、標準画地価格 (公示価格等からの規準等)

地価調査 階上 (県) - 1				
地価調査基準地価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
10,300 円/m ²	99.6	100	100	
×	—	×	—	≒ 10,300 円/m ²
	100.0	102	98	

項 目	物件 1	備 考
基準とする地価公示または県基準地	地価調査 階上 (県) - 1	
公示価格等	10,300 円/m ²	
価格 (基準) 時点	令和 7 年 7 月 1 日	
◇時点修正	99.6%	公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇標準化補正	102%	+2% (方位: 東)
◇地域格差	98%	相乗積による。
交通接近条件	▲2% (商業施設への接近性等)	格差率については、1%未満の数値を四捨五入。

イ、個別的格差率

項 目	物件 1	備 考
街路条件	100%	相乗積による。
交通接近条件	100%	格差率については、1%未満の数値を四捨五入。
環境条件	100%	
行政的条件	100%	
画地条件	83% (接面方位+4%、不整形▲20%)	
個別的格差率	83%	

- ウ、地積：登記数量
- エ、建付減価： 特になし

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	146,000	90.05	0.02	263,000

ウ、現価率

経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

物件 番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
2	30	0	0.40	0.03	0.02

$$\text{※現価率} = \{ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} / (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数})) \} \times (1 - \text{観察減価率})$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ	土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ=エ
1	2,666,000	1.00	0.30 法定地上権	800,000

イ、土地利用権等の及ぶ範囲： 物件 2 の土地利用権等の及ぶ範囲は、物件 1 の全範囲とした。

ウ、土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、土地利用権等割合を本件建付地価格の 30% と判断した。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) 土地は1①オ 建物は1②エ ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) 2①エ イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	2,666,000	-800,000		(1-0.00)	(1-0.30)	1,306,000
2	263,000	+800,000	(1-0.00)	(1-0.00)	(1-0.30)	744,000
一括価格 (合計)						2,050,000

ウ、占有減価修正： 特になし

エ、市場性修正： 特になし

オ、競売市場修正： ▲30%

(「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。)

第6 参考価格資料

地価調査価格 (階上 (県) - 1)

所 在 ・ 地 番 : 三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠6番571

価 格 : 10,300円/㎡

位 置 : JR八戸線「大蛇」駅の南西方約3.9km先に位置。

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 253㎡

供給処理施設 : 上水道、ガス

接 面 街 路 : 東側幅員約6mの舗装道路に接面

用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域、第1種低層住居専用地域

(建蔽率50%、容積率80%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に空地等が見られる新興住宅地域

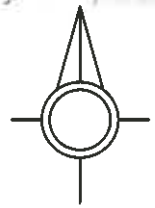
第7 附属資料

- 1 位置図(出所:国土地理院「25,000分の1地形図」) 1葉
- 2 法第14条第1項地図写 1葉
- 3 建 物 配 置 図 1葉
- 4 建 物 間 取 図 1葉

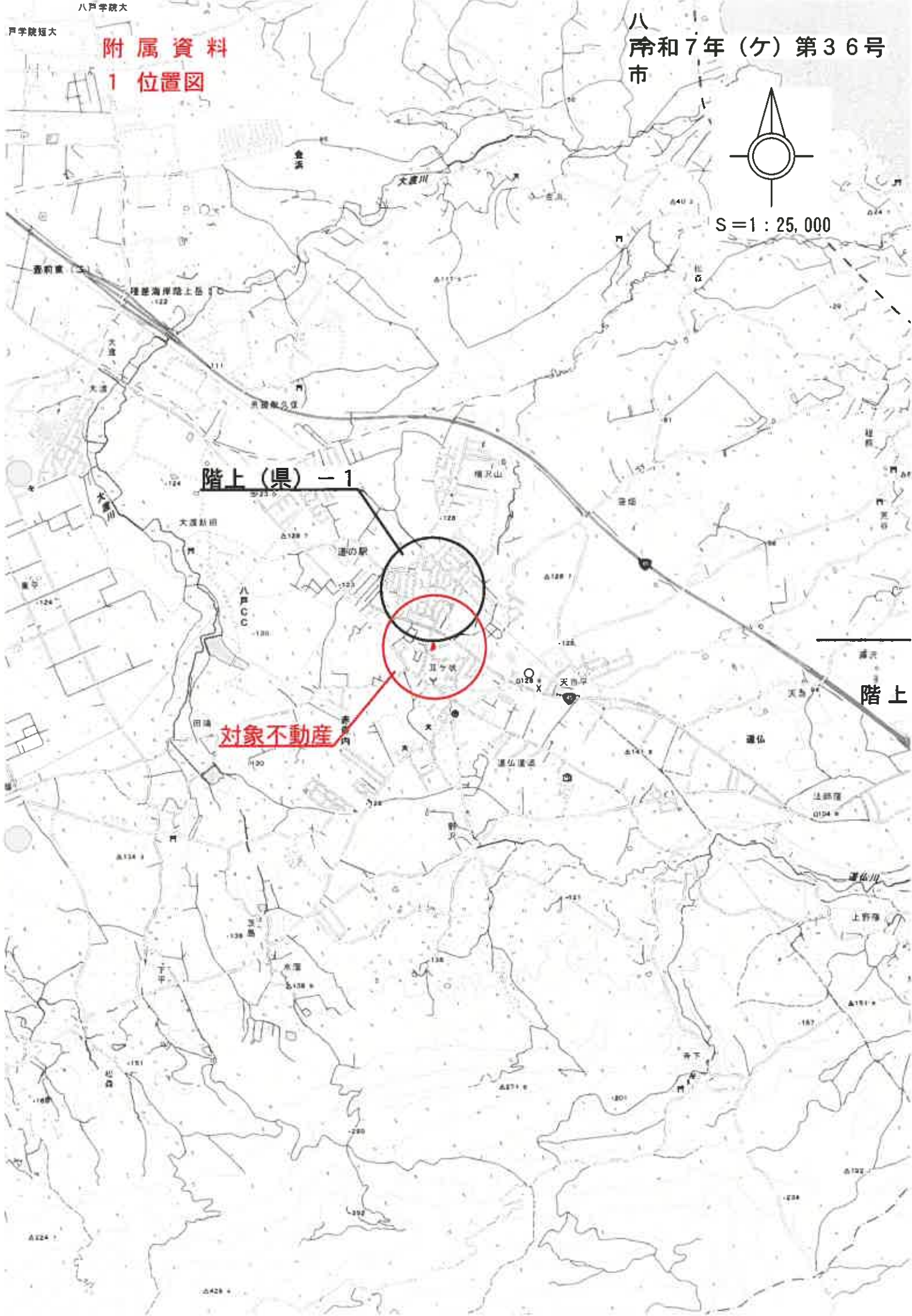
以 上

附属資料 1 位置図

八戸市
令和7年(ケ)第36号



S=1:25,000



階上(県) - 1

対象不動産

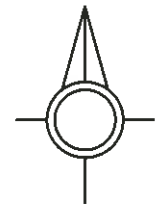
階上

附属資料

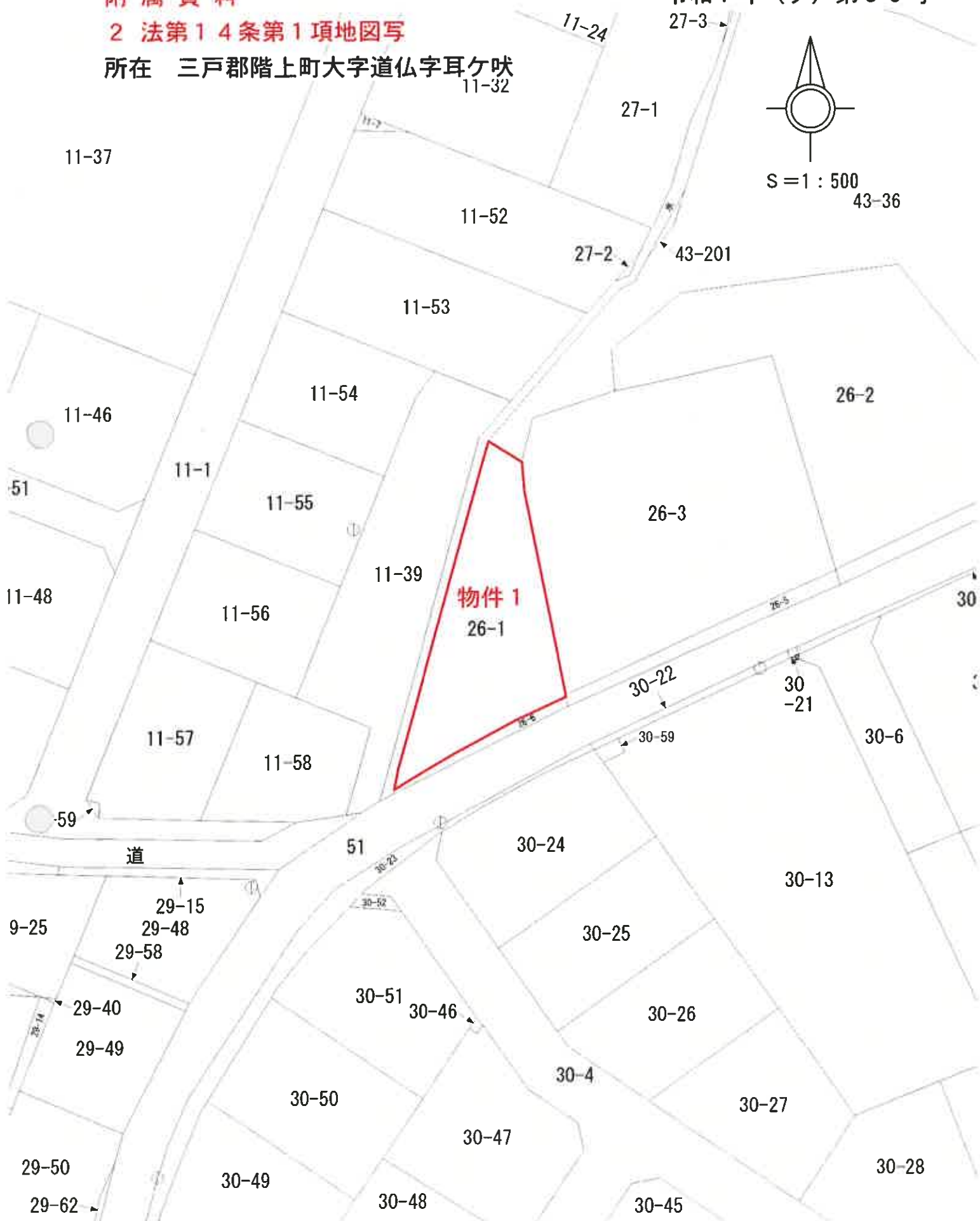
2 法第14条第1項地図写

所在 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠

令和7年(ケ)第36号



S=1:500



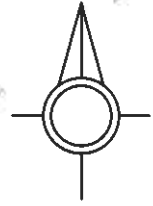
附属資料

3 建物配置図

11-53

令和7年(ケ)第36号

所在 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠



S=1:250

11-54

11-55



11-39

11-56

工作物(物置)

26-3

物件2

26-1

26-6

30-22

30-59

11-58

51

30-24

30-23

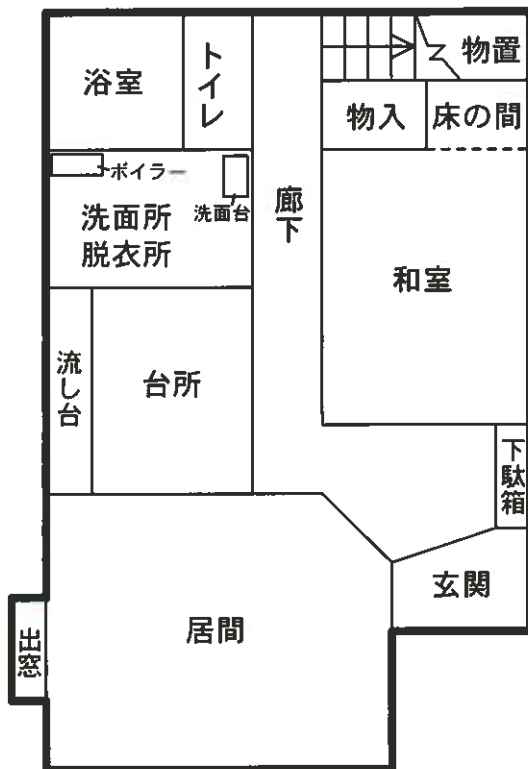
30-52

30-25



物件2

1階



2階

